

新居浜工業高等専門学校における外部資金の間接経費等取扱要項

平成25年3月4日要項第1号

(目的)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）において、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）以外の機関等から受け入れる研究資金等（以下「外部資金」という。）に係る間接経費及びオーバーヘッド（以下「間接経費等」という。）の取扱いについては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下「共通指針」という。）、機構共同研究実施規則、機構受託研究実施規則、機構科学研究費取扱要領及びその他別に定めのあるもののほか、この要項に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要項において用いる用語は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 間接経費とは、外部資金に対して一定比率で手当てされるもので、当該研究実施に伴い本校の管理等に必要な経費をいう。
- 二 オーバーヘッドとは、外部資金のうち間接経費が手当てされない寄附金において、間接経費相当として当該寄附金を獲得した教員の研究費（以下「研究費」という。）から第4条第1項に定める率により拠出する経費をいう。

(オーバーヘッドの対象外)

第3条 寄附金のうち、次の各号の一に該当するものは、オーバーヘッドの対象から除くものとする。

- 一 本校の運営、教育及び厚生補導等の助成を目的としたもの
- 二 教員が外部機関等から賞を受けた際の賞金（副賞）であり、研究助成を目的としないもの
- 三 教員が研究費を補うため私金を寄附するもの
- 四 その他、校長が特に認めたもの

(オーバーヘッドの額)

第4条 オーバーヘッドの額は、当該寄附金の5%に相当する額とする。ただし、上限は、30万円と研究費の50%のいずれか少ない額とする。

- 2 研究費の執行状況により当該年度に拠出できない場合は、次年度の研究費から拠出するものとする。
- 3 寄附金が複数教員へのものである場合は、前二項に基づき当該教員間で協議してその拠出割合を決定するものとする。

(間接経費等の配分)

第5条 間接経費等の配分は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 間接経費は、当該外部資金を獲得した教員の属する学科等に50%、管理部門に50%を配分する。ただし、これにより難しい場合は、校長がその都度、決定するものとする。

二 オーバーヘッドは、管理部門に100%配分する。

(管理及び使途の決定)

第6条 間接経費等の管理及び使途の決定は、学科等に配分されたものは学科主任等が、管理部門に配分されたものは、校長が行うものとする。

2 間接経費等の配分を受けた学科主任等及び校長は、共通指針の別表1に規定する使途の具体的な項目を参考にこれを計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性確保に努めるものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、間接経費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

2 「外部資金の受入に係る間接経費又は受入研究者指導料・受託料の取扱いについて」(平成22年4月1日施行)は、廃止する。